

なお残る課題と施策の効果検証

東日本大震災の発災、東京電力福島第一原発事故から8年が経過する。2011～15年度の復興集中期間に続き、16～20年度は復興・創生期間と位置付けられ、その終了まで2年となった。

昨年12月に復興庁は「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を発表し、特に福島復興・再生には中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むことを示した。農業復興の面においても、福島県における営農再開が限定的で復興にはほど遠いことが、今号の行友論文に指摘されている。

一方、宮城県では、18年度末までに津波被災農地のほぼ全域で営農再開可能となっており、被災地を抱える東北3県の中で最も農業復興は進んでいる。しかし、被災地の農業経営体はソフト面で、またハード面においても、なおいくつかの課題を抱えている。

昨年10月に宮城県の津波被災地で、土地利用型で施設園芸にも取り組む2つの農業法人と、被災地を管内とする2か所の農業改良普及センターを訪問し、震災後に担い手として設立された農業法人等の組織経営体の課題に関して、次のようなお話をうかがった。

ソフト面では、企業的経営にふさわしい組織体制の整備や、計画をたて実績を評価する仕組みの導入等が必要なこと。雇用者の確保や育成、技術力向上が特に施設園芸では課題となっている。ハード面では、ほ場の整備はほぼ終了したが、山土を客土しているため農地の地力が低い、山土が重機で押し固められ肥力がない、水はけが悪い、地盤が沈下したため塩分濃度が高い、防風林がなくなったため風の被害を受けるなど、農地はなお厳しい状況にある。収支面では、技術や農地の問題がマイナスに影響していることに加え、被災後に補助金で導入した農業用機械のメンテナンスおよび今後必要な更新投資の費用が多額にのぼることが指摘され、さらに収支を支えている水田活用の直接支払交付金の継続性などの不安も農業法人は抱えている。

これらの課題に、訪問した2つの農業法人は、普及センター等の支援も受けつつ、様々な取組みを行ってきた。ソフト面では、外部のコンサルタントとともに経営改善を検討し、また職員向けの勉強会も開催している。ハード面では、土壌改良剤や自家製堆肥の投入による土づくりを継続し、塩分濃度に対応できる品目の転換、風対策として新たな栽培方法も導入した。収支面についても、農機の更新投資に備えた積立の実施や、収益性を高めるための品質向上も図っている。こうした農業法人の努力を超え、なお残る課題については今後どのような支援が必要なのか改めて考える必要があるだろう。

2018年は「今年の漢字」が「災」であったほど、自然災害が続き、各地の農業にも大きな被害がもたらされた。東日本大震災では、農地の復旧工事や農機・施設の整備によって膨大な被災農地での営農再開が可能になったが、8年を経過する今なお農業経営体は多くの課題を抱えている。その要因の一つに施策そのものやその実行上の問題もあるだろう。たとえば、農地復旧を急ぎ客土する土や工法の検討が不十分であったため、復旧後に補完工事や土壌改良が必要となっている事例は多い。また、行友論文は飯舘村の村外での営農再開支援策を紹介しているが、地域の現状にあった柔軟な施策も必要であろう。これらも含めて、東日本大震災で実施された農業復興施策の効果を検証し、今後の災害復旧・復興にも生かしていくことが必要ではないだろうか。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 斉藤由理子・さいとう ゆりこ）